

海洋主権と中国の政策

青山 瑠 妙

はじめに

「海の憲法」と称されている『国連海洋法条約』(UNCLOS)が1994年に発効したことで、新しい国際海洋秩序は幕開けを告げた。『国連海洋法条約』では、12カイリの領海に加え、領海の基線から200カイリまでの排他的経済水域(EEZ)が新たに設定された。また、大陸縁辺部が200カイリを超えて伸びている場合、大陸棚を最大350カイリまであるいは2500メートル等深線から100カイリまで、大陸棚の限界を延伸できると規定している。もし200カイリを超える大陸棚を設定する場合は、科学的根拠となるデータを添えて、2009年5月12日までに「国連大陸棚限界委員会」に申請文書を提出することになっていた。

このように、『国連海洋法条約』は新たにEEZという海域を設定し、沿岸国にEEZにおける天然資源の探査、開発、保存及び管理、海洋科学調査、海洋環境の保護と保全などに関する特定の主権権利を与えている。しかしこの規定の導入により、沿岸国の間でEEZの境界画定をめぐる紛糾する危険性も大いに潜んでいる。実際、1990年代後半以降アジア諸国の間で漁民の拿捕や釈放が繰り返され、排他的経済水域の境界をめぐる対立が尖鋭化している。沿岸国は一方では自国の排他的経済水域に対する実効支配を強化し、他方では大陸棚の申請などをめぐる他国の行動を強く非難し、牽制している。新しい国際海洋秩序の形成をめぐる綱引きはすでに始まっている。

こうした背景のなか、アジアの大国であり、国際金融危機後、世界経済のけん引力の1つとなった中国の海洋問題に関する動向が注目されている。国連大陸棚限界委員会への申請文書提出期限年の翌年である2010年において、海洋問題に関する中国の政策をめぐる議論が一層白熱化した。ニューヨークタイムズの報道によると、2010年3月、中国訪問中のベイダー国家安全保障会議(NSC)アジア上級部長とスタインバーグ国務副長官に対し、中国高官が非公式の場において、「南シナ海は中国の核心利益である」と発言した。その後、アメリカ学者スワインは「核心利益」をめぐる中国の論述を史的に検証し、また独自のインタビュー調査に基づき、「南シナ海は中国の核心利益」に関する報道を否定した¹。それでも、ニューヨークタイムズの報道を契機に、領土問題を含む中国の海洋行動に対する国際社会の視線が一層厳しくなったことは確実である。

2010年7月に開かれた東南アジア諸国連合(ASEAN)地域フォーラム(ARF)で、米中は南シ

ナ海問題で再度対立した。ヒラリー・クリントン国務長官が南シナ海での航行の自由に利益を有していると強調したことに対し、楊潔篪外交部長は強く反発したという。

東シナ海では、2010年9月に尖閣諸島海域で操業していた中国漁船が海上保安庁の巡視船に体当たりする事件が生じた。その後、中国はレアアースの対日輸出を停止させ、軍事管理区域に侵入した日本人社員を拘束するなど、強硬な対日姿勢を見せた。

海洋問題をめぐる中国の政策が強硬に転じたのではないかという懸念が広がる中、30年来の著しい経済成長が問題を更に複雑化している。テイラー・フレイヴェルはライジングパワーの問題はその不確実性にあり、歴史的にみれば、高い経済成長は海外における利益の再定義や拡大につながりかねないと指摘している（Fravel 2007-8）。中国の海洋戦略は「真珠の首飾り戦略」であるとした分析はこうした発想に基づいた典型的な考えであろう。「真珠の首飾り戦略」によれば、中国の海洋軍事戦略が輸出主導の経済政策と一体化している。つまり、カンボジア、ミャンマー、バングラデシュ、パキスタンなどの湾岸施設を確保することで、中国は南シナ海、マラッカ海峡、インド洋などにアクセスするための重要な軍事拠点を維持しようとしている。

このように、新しい海洋秩序の形成に際して、成長する中国がどのような政策を採択するかはアジア地域の平和と安定を左右する重要な問題である。本稿は、中国国内の視点から、これまでに採択された政策や国内動向を析出し、今後の中国の政策の方向性を論じることとしたい。具体的には、第1節において海洋主権問題にフォーカスを当てた理由を述べ、本稿が採用するアプローチを説明する。第2節から第6節まで海洋主権にかかわる要素別に、外交政策、国内法の整備と執行、地方政府、海洋ナショナリズムの順に論じていく。終わりに海洋主権に関する中国の政策プロセスとその特徴を総括することとする。

1. 海洋主権——海洋権益をめぐる議論のなかで

成長する中国がどのような海洋政策を採用しているかを見極めるうえで、学者や政策関係者の多くは海軍の動向に着目し、中国海軍がインド洋、小笠原諸島、グアムを結ぶ西太平洋の「第2列島線」を超えて活動範囲を拡大し、制覇権を打ち立てる可能性を懸念している。2008年12月に、海賊対策のために中国海軍の戦闘艦がソマリア沖に派遣されたが、これを沿海防衛から外洋型海軍への転換とみて警戒する向きも強い。

歴史的に大陸国家と海洋国家は異なる海軍の戦略を採用している。中国の国内外においても、中国が大陸国家なのかそれとも海洋国家なのかをめぐる意見は大きく分かれている。中国国内では、中国の地政学的な特徴として「海陸複合国家（陸海兼容型）」で、3面陸に囲まれ、1面海に面しているという認識が一般的となっているが、本質的に中国は大陸国家なのかそれとも海洋国家なのかをめぐる議論はまだ決着がついていない。大陸国家論者の代表的論者である葉自成は大陸発展戦略の重要性を唱えたが、他方海軍を中心に海洋パワーを目指すべきだとする考えも根強く存在している。

海外でも中国は大陸国家か海洋国家をめぐる議論が続いている。海軍の近年の動向を分析する数多くの研究のなかで (Cooper 2009), ロバート・ロスは大陸国家という特質から、中国の海軍戦略は海洋の使用拒否／阻止戦略を中心とした海軍力の増強になろうと論じた (Ross 2009)。これに対し、ミシェル・グロスニとフィリップ・サウンダーズは海陸複合国家という特徴から、大陸からの脅威が低下するなかで中国はシー・パワーを追求することもありうると反論した (Glosny and Saunders 2010)。

海洋をめぐる今後中国がどのような安全保障戦略をとるかについて現時点においてなお不明な点が多い。しかし 1990 年代以降中国は確実に海軍力の増強に注力しており、ライジングパワー論者が懸念しているように、高い経済成長によって拡大する中国の海外権益を増強した海軍力で守ろうとするどうかは、見極めなければならないもう 1 つの重要問題である。

中国では、アルフレッド・マーハンによって提起されたシー・パワーの概念が近年非常に重視され、海洋重視の姿勢が一段と顕著になった。これに加え、海外に進出する中国企業、海外で生活の基盤を置く中国人が急増したことにより、こうした企業や中国人を保護する役割も中国政府に求められるようになった。実際に、2004 年半ばから中国政府は動き出した。まず 2004 年 7 月、外交部に渉外安全事務司が設立された。そして翌月の 8 月に北京で開かれた第 10 回在外使節会議において胡錦濤国家主席は「海外における国益の保護能力を強化する必要がある」と発言した (問洪華・鐘飛騰 2009:58-9 頁)。この胡錦濤発言以降、海外権益に関する研究が中国国内で盛んに行われ、またその一環として海洋権益に関する議論も交わされるようになった。

シー・パワーには海洋権利と海洋利益の 2 つの異なる側面があると主張する張文木 (2010:7 頁) は、海洋権益の擁護を「合法的な権利擁護、主権の及ぶ範囲内のシー・パワーの追求」と定義した。こうした解釈から、張文木 (2005) は中国の海軍力増強は覇権を追い求めるものではなく、自衛のための抑止に過ぎないと主張する。また張煒 (2008:389-90 頁) は、海洋権益は海上安全の重要な構成要素であり、海洋権益の擁護は『国連海洋法条約』によって与えられた権利の擁護であると論じた。

他方、国家海洋局北海支局の王志遠は、海洋権益は海洋における国家の主権であり、海洋で得られる利益でもあるとしている。彼によれば、この海洋利益には、政治、経済利益のほか、海上安全が含まれている。

海洋権益をめぐる以上のような議論から理解できるように、中国国内において、現状では海洋権益に関する明確な定義は存在していない。『国連海洋法条約』の規定した権利を擁護することが海洋権益の強化とするものもあれば、海上安全を含めた海洋利益を中国は擁護すべきだという主張も存在する。その上、海洋権益は一国の主権が及ぶ範囲内の権利擁護と主張する学者の多くは、海洋における軍事力の増強も必要である²と認識している。

このように、海洋主権の擁護問題は、グローバル化する中国経済の展開に伴った国益の拡大解釈の問題、国益を守る際の軍事力執行の問題などと複雑に絡み合い、今後の中国の対外行動を占う上で重要なイシューである。そこで本稿は海洋主権をケースに、海洋権益を擁護するためのこれまで

の中国の政策と国内動向を考察する。中国の海洋主権には領海、EEZの問題とともに、北極、南極の開発も含まれており、この方針は1964年に国家海洋局が設立された時から確立されていた。しかし紙幅の関係により、本稿では領海、排他的経済水域の問題のみを扱うこととする。

中国は18000キロあまりの海岸線を有し、約300万平方キロメートルの領海を主張している。そのうちの半分（約150万平方キロメートル）が隣国と係争中である。中国は、東シナ海では日本と韓国³との間、また南シナ海ではベトナム、マレーシア、ブルネイ、フィリピン、台湾の5カ国・地域との間（「五国六方」）⁴で領有権をめぐり係争が生じている。中国は1996年7月7日に国連海洋法条約の締結国となったが、『国連海洋法条約』への加入批准に関する同年5月の第8回全国人民代表大会常務委員会の声明において、係争中の領土に対する所有権を改めて主張した。そして、領土問題に対して、中国は「領土の所有権は譲らないが、争議を棚上げにし、共同開発する（主権在我、擱置争議、共同開発）」という原則を掲げている。

現在領海問題を所管する機関は表1のように、合わせて10万人以上を有する5つの組織であり、「5つの龍が海を制する」と称されている。縦割り体制をとっているこれらの機関は、お互いに協調体制が取れていないため、2008年7月に国務院が国家海洋局に海洋事務の国内調整の権限を与えたが（劉明 2008:12 頁）、海洋政策における縦割り行政の現状を変えるまでは至っていない。

表1：領海問題を所管する中国の関連機関

機構	所管機構	主な責務
国家海洋局 (中国海監総隊)	国土資源部	環境保護、海洋調査、排他的経済水域の権利にかかわる管理・監督
海事局	交通運輸部	船舶の出入国、海上救難などを含む海上の交通管理・監督
漁政局	農業部	漁業、漁場の管理
税関（税関総局）		密輸管理など
公安部（边防） (海上警察（边防総隊）)		海上犯罪の取り締まり

（筆者作成）

2009年5月には、外交部に「国境・海洋事務局」（辺界与海洋事務司）が新たに設立されたが、その役割は陸・海の国境に関する外交政策の制定、国境、共同開発などの対外案件にかかわる交渉などにあり、国内政策に関する権限は限られている。

中国はもはやモノリシックの社会ではなく、「多元的な政策形成、集権的政策決定」の特徴を呈している（青山 2007:506-7 頁）。海洋政策に関しては地方、上述の官庁また学者の間から様々な声が上がっているが、正式かつ統一した中央の決定はまだ出されておらず、いわば「討議はするが決定せず」といった状態が続いている（Kong 2009:793）。

既存の研究により競合する多様な利益を持つ様々なアクターが中国の政策形成に影響を及ぼしていることはすでに明らかとなっているが、しかし地方、各省庁など様々なアクターが政策形成並びに政策決定において具体的にどのような役割を果たしているのかについて依然として不明なところが多い。ミシェル・メイダンらは問題提起／アジェンダ・セッティングの段階と具体的な政策や規制役割について考える必要性を提起している（Meidan 2009）。本稿においても、権威主義体制という特定の政治システムのなかで各アクターが政策プロセスのそれぞれの段階において果たせる役割を考慮に入れて論述したい。

中国社会の外交イシューに対する拘束力も高まっている。本稿は上述の政策プロセスに加え、政府の政策と海洋ナショナリズムの現状についても分析の対象とする。

2. 海洋主権と外交政策

冷戦終結直後の中国の外交は周辺外交、先進国外交、発展途上国外交、アメリカ外交の4つの方向性を有しており、その中でも周辺外交は一貫して中国外交を支える重要な軸の1つである。

中国はとりわけ ASEAN 諸国との関係構築に積極的に取り組んできた。冷戦直後にスタートした近隣諸国との関係構築はまず外交関係の回復と構築、周辺国との陸上の国境線の画定から動き始めた。1996年以降、特に1997年のアジア通貨危機後、中国は周辺外交を本格的に展開し、アジア地域の協力とアジア地域の秩序構築に積極的に関与していくようになった。2002年11月に開かれた中国共産党第16回全国代表大会では、周辺外交が対外戦略の中で最重要の外交課題であることが唱われ、翌2003年3月の第10期全人代第1回会議で可決された「政府活動報告」において、「中国—ASEANのFTAの推進」、「多領域にわたる協力の強化」などが明記され、ASEANとの地域協力量針が更に明確に打ち出された。

こうした外交姿勢を反映して、海洋分野において、中国は日本、韓国、ベトナムとの間でそれぞれ漁業協定を締結した。また2002年11月に「南シナ海行動宣言（DAC）」に調印し、2003年8月に中国・ASEAN首脳会議において「平和と繁栄のための戦略的パートナーシップに関する共同声明」が出され、中国は域外国として初めて「東南アジア友好協力条約（TAC）」への加盟を果たした。2004年6月30日に中国とベトナムの間で中国として初めての海の国境協定が結ばれた。

2004年11月、温家宝首相はASEAN諸国との政治、経済、文化における関係の強化を内容とする9つの提案を行った⁵。提案には「東南アジア非核地帯条約」議定書の早期加盟のほか、「南シナ海行動宣言」の実行及び南シナ海協力の早期始動を希望し、「論争を棚上げして共同開発する」という原則に従い、係争中の海域では共同開発の方向を積極的に探るという内容も含まれていた。

温家宝首相により、領海や排他的経済水域の紛争地域での共同開発が提唱された背景には、中国国内のエネルギー事情も大きく関係している。温家宝提案が行われた前年の2003年11月に、中国はすでにフィリピンの国家石油会社と石油の共同探査に関する契約を結んでいた。また温家宝提案

後の2005年3月14日に、中国はベトナム、フィリピンの石油会社と「南シナ海の協議地域における共同海洋地震工作取決め」を締結し、同2005年7月4日にベトナム・フィリピンと南シナ海における共同探査に合意した。

黄海でも同様な動きが見られた。2005年12月26日に、中国は北朝鮮と黄海での共同開発に関する協定を結んだ（『東方早報』2005年12月26日）。協定内容については公にされていないが、「北黄海盆地」である可能性が高いといわれている（『国際先駆導報』2006年1月10日）。

共同開発に加え、安全保障分野における協力の模索も続けられている。2006年5月19日に中国はフィリピン、ベトナムと南沙諸島周辺海域の安全保障協力を強化することで合意した。その後、中国・ベトナム、中国・フィリピンの間で紛争を悪化させないための協議が継続している。2007年11月20日、温家宝首相はASEAN諸国に対し、軍事交流と協力の強化と制度化を提案し、軍による非伝統的安全保障分野の協力を拡大させることを呼び掛けた⁶。温家宝提案後、中国はマラッカ海洋の安全確保への支援を表明し、海賊対策に関する地域協力に積極的な姿勢を示している。

他方、国内で日増しに高まる海洋権益擁護の意見は外交姿勢に影響をもたらし、中国は2006年ごろにこれまでの対外政策を調整することとなった（青山2011）。改革開放以降、中国の国益は常に自国の経済発展に求められ、外交についても経済発展のために行うと規定されていた。しかし2006年になると、中国の国家利益について、従来の経済発展のほかに、「国家主権、安全」が新たに付け加えられるようになった。2006年8月の中央外事工作会议において、胡錦濤国家主席は「中国の外交は国家の主権、安全、発展利益の擁護のために役割を果たすべきだ」と発言した⁷。その後「国家の主権、安全、発展利益の擁護」という新しいスローガンは、2006年10月の中国共産党第16回中央委員会第6回全体会議、2007年10月の中国共産党第17回全国代表大会の胡錦濤国家主席の政治活動報告の中で再確認された。

「国家の主権、安全、海洋権益の擁護」といった文言はもともと海軍や国家海洋局がポリシーペーパーで使用していたものであるが、2006年以降外交にもその役割が求められるようになったことは大きな政策転換といえる。その後、発生したチベット、新疆の暴動などで主権擁護の重要性がますます高まる中、「国家の主権、安全、発展利益の擁護」は外交の課題として定着するようになった。2010年の中国外交白書に新たに「国境と海洋工作」という章が設けられ、「安全外交」という新しい概念も導入された。

2010年のARFでの紛糾、尖閣諸島海域での中国漁船問題などの一連の出来事の中、戴秉国（2010）が『人民日報』で中国の平和的発展を強調する署名記事を発表するなど、中国は火消しに奔走した。これまでの政策経緯から、中国は今後も伝統的ならびに非伝統的安全保障分野における協力の強化を継続していくであろう。他方、国家の主権と安全が外交目標として掲げられている限り、国連海洋法条約の影響を強く受ける今日において、海洋権益をめぐる中国と周辺国との摩擦回避は必ずしも容易でなくなっている。

3. 海洋主権と国内法の整備

陸の国境線に対する取り組みと対照的に、建国後長期にわたり領海に対する中国政府の意識は相対的に低かった。中華人民共和国が初めて『領海声明』を発表したのは1958年のことである。中国は距岸12カイリの水域を領海とし、東沙（プラタス）、西沙（パラセル）、中沙（マクレスフィールド）、南沙（スプラトリー）諸島などに対する所有権を主張したが、領海基線の基点について触れておらず、この声明に関しては当時対外的に公開もしなかった。

海洋の調査と管理に対する取り組みの始動はさらに遅れた。建国後15年も経過した1964年になって初めて海洋問題を管轄する国家海洋局が設立された。その後文化大革命の影響もあり、国家海洋局が本格的に業務を開始し、海流調査や海洋調査船の製造と輸入に着手したのは1970年に入ってからのことである。

中国で領海画定、海洋立法と管理に対する意識が格段に上がったのは1990年以降のことである。1991年に初めて海洋工作に関する全国会議が開かれ、領海関連の法律制定が本格的に始動した。こうした流れのなか、「海洋権益」という新しい概念が新たに制定された各種法律や法案に盛り込まれ、メディアでも頻繁に言及されるようになった。

海洋問題に関連する法律は海洋権益、漁業、海運、海洋開発、環境保護など多岐にわたっているが、海洋主権を中心とした法律制定の動向は主に以下のようなものとなっている。

1992年2月25日、第7期全国人民代表大会常務委員会で『中華人民共和国領海及び接続水域に関する法律』が採択された。この法律は1958年の領海声明を踏まえつつ、西沙諸島の領海基線を含めた領海基線の一部を宣言し、尖閣諸島（中国名：釣魚島）に対する所有権も明記した。

中国は1996年に領海の基線に関する声明を初めて明確に発表し、1998年6月に排他的経済水域及び大陸棚に関する法律を公布した。

このように、1990年代を中心に中国はさまざまな法律を制定し、公布した。これらの国内法は国際法との間に依然として整合性を欠く部分があるものの（『中国海洋報』2005年3月4日）、1990年代の取り組みを通じて近代国家として領海に関する法整備は整ってきているといえる。法律制定に続き、中国は国内法に関連した管理規定の整備に着手した。中でも島嶼に対する管理強化は喫緊の課題であった。面積500平方メートルを超える6500あまりの島嶼が中国に点在しているが、そのうち94%は無人島である。そして中国が主張している77の領海の基点のうち、66は無人島である。1988年から1996年にかけて中国全土で行われた島嶼に関する調査結果に基づき、2001年から中国政府は無人島の管理規定の制定作業を開始した。2003年6月、国家海洋局、民政部、解放軍総参謀部連名の「無人島保護と利用の管理規定」（2003年7月1日発効）が公布された。この無人島管理規定によれば、個人は50年間を限度に無人島を借りることができる。現在中国尖閣活動家の周文博などから尖閣諸島の借入れ申請が合わせて4件なされているが（『南方週末』2003年7月17日）、現時点において中国政府がいずれかの申請を許可した形跡はない。

海洋主権に関する国内法、管理規定が整備されつつある中、島嶼保護法に関する立法作業も進捗している。全国人民代表大会（以下、全人代）で2003年11月に島嶼保護法起草小組が組織され、6年後の2009年12月に「島嶼保護法」が全人代常務委員会で可決された。

他方、国内法や管理規定の執行強化も着々と進行している。1999年1月に中国海監総隊が国家海洋局の組織として設立された。海監総隊はその後同様の下位組織を中国の各沿海地域の省、地（市）、県のレベルに設立した。これに伴い、海監総隊が巡航する海域も2000年代を通じて徐々に拡大した。2008年には「全海域巡航制度」が確立され、2009年から西沙、南沙を含む中国が実効支配している全海域で定期巡航が実施された。こうした巡航の目的は、無論「プレゼンスの誇示と実効支配の強化（顕示存在 体現管轄）」にある（『中国海洋報』2005年11月8日）。

島嶼管理の分野において、2005年10月に民政部と国家海洋局が共催する全国初の島嶼地名管理に関する会議が開催された。会議では、500平方メートル以上の島のうち1400あまりが地名を有していない現状に鑑み、早急に島嶼の命名に関するプロジェクトの立ち上げについて合意された（『中国海洋報』2005年10月14日）。会議後、島嶼命名のプロジェクトが全国で始動した。同時に無人島に領海の基点を示す石碑を建てる作業も行われた。2004年2月に、「領海基点建設」と題する国家プロジェクトが国務院、中央軍事委員会で批准され、外交部と軍の総参謀部の指揮のもとで、海軍が具体的な作業に当たることとなった（江淮2009:65頁）。2010年11月に南沙諸島の「曾母暗沙」に領土標識となる石碑を建てたという。

こうした中国の取り組みは、無論、『国連海洋法条約』の発効や『国連海洋法条約』の締結と決して無縁ではない。しかしここで注目すべき点は、海洋主権にかかわる立法プロセスを通じて中国国内において、海洋権益に対する意識が高まり、また国家の安全保障問題のなかでも議論されてきていることである。1997年に公布した中国の『国防法』には「海洋の権利と利益」の擁護が明記された。また、2006年に、『中華人民共和国海洋主権安全保護法』案が全人代に提出された。法案提出者である全人代代表の劉慶寧は日本の海洋立法、海上保安庁の執行強化を引き合いに、海洋主権に関する安全保障法案の制定の必要性を訴えた（『中国海洋報』2006年3月14日）。

4. 海洋法執行と海洋主権をめぐる国際的軋轢

整備された国内法に準じて、中国は法執行体制の充実を図り、海洋管理における実効支配を強化している。『国連海洋法条約』には内容が不明確なところが多く、実効支配を強化する動きが海洋利害の対立をさらにエスカレートさせる場合も多くみられる。海洋主権をめぐる中国のケースもその例外ではない。南シナ海において中国は9つの点をつなぐU字型の海域を主張し、フィリピン、マレーシア、ベトナムなどと領有権争いを展開している。フィリピン、ベトナムなども中国と同様、海洋主権に関連した国内法の整備に力を入れているが、これら沿岸国の間では漁民の拿捕や釈放が繰り返されている。2005年には中越両国の係争はトンキン湾での銃撃戦にまで発展した。また尖閣諸島の領有権、東シナ海ガス田開発問題、日本最南端の沖ノ鳥島の周囲に設定されている排他的経済水

域と大陸棚をめぐる日中間の軋轢も記憶に新しい。そこで、本節では主に日中、米中の中で展開されている海洋主権をめぐる紛糾に焦点を当て、海洋主権問題における中国の対応を析出したい。

海洋主権にかかわる海洋法執行機構は国家海洋局である。国家海洋局は2002年を「海洋行政管理年」と定め、同年から海域使用の管理、環境保護、海洋権益擁護の3つの領域を中心に本格的に活動を展開した。これまで中国の排他的経済水域に入った外国の哨戒艦や偵察機に対して「重大な関心」を示すとともに、「中国の権利と関心を十分に尊重するように」と繰り返し外交ルートを通じて抗議してきたが、2002年の「海洋行政管理年」を契機に、中国は自国の排他的経済水域における中国海監総隊による巡航を実施するようになった。巡航の目的はそもそも中国の主張する排他的経済水域における日本や韓国などの海洋調査やアメリカによる軍事探測に対する監視にあった（『中国国防報』2008年5月13日）。こうした背景から、2002年以降領海や排他的経済水域めぐり、中国と日本を含む沿岸国との間、さらにアメリカとの間で緊張が一段と高まったことは容易に想定できる。

海洋主権をめぐる日中関係

「海洋行政管理年」にあたる2002年に、沈没した不審船を日本の海上自衛隊が引き揚げるとの事案が発生した。引き上げで中国政府が示した慎重な姿勢について、当時多くの日本メディアは、米国や在日米軍による問題関与への警戒、北朝鮮への配慮などと分析していたが、沈没現場は中国の排他的経済水域で、また前述した排他的経済水域に対する実効支配の強化という国内の動きが背景にあったため、事件当初から中国政府や国内世論はこの問題を海洋権益の視点で捉える傾向が強かった。外交部スポークスマン孔泉は引き上げに同意したことについて、日本は中国の管轄権を認めた点を強調したコメントを出し、『中国海洋報』には引き上げ問題は米中軍用機接触事件（2001年4月）以来の中国の海洋権益にかかわる重大事件と分析した記事が掲載された（『中国海洋報』2002年7月2日及び2003年1月28日）。実際、2002年4月から100日あまりにわたり、中国海監総隊による空中からの監視、引き上げ日には海陸双方による監視が行われた。こうした活動は中国の海洋権益擁護の象徴的な行動であるという認識が中国国内で広く浸透していた。

この時点において、日中両政府には引き上げによるナショナリスティックな政治対立を回避する姿勢が見られた。当時の日本のメディア報道を見ると、中国の監視船派遣について作業で船内燃料が漏れ出すことで漁業資源に影響を与える恐れがあるからとする分析がほとんどであった。また日本が中国に漁業補償を支払った事実についても、中国のメディアでは報道されていなかった。

しかしその後、日中両国は東シナ海ガス田問題をめぐり紛糾し、その対立が急速にエスカレートした。2004年7月日本はノルウェーの調査船をチャーターし、地下構造に関する調査を行った。日本の海底調査に対する中国側の監視も強化された。2004年7月7日から2005年6月までの12カ月の間に、中国海監総隊は146回の飛行、18回の巡航を行ったという（『中国海洋法』2006年2月14日）。2004年3月7日に、7人の中国の尖閣活動家が尖閣諸島に上陸する事件が起こった。沖縄県警はこの7人を出入国管理法違反の容疑で逮捕し、2日後に国外退去させた。東シナ海ガス田問題で紛

糾するなか、両国政府はこの問題を低調に処理する自制を見せた。国外退去処分は甘すぎるという批判もあったが、日本政府が尖閣諸島を実効支配していることを世界に示せたので、両国関係をひたすらに悪化させずにかつ「必要十分な対応」であるとの判断であった（藪中 2010:151 頁）。他方、中国政府も尖閣に対する領有権を主張し、中国人拘束に対して抗議し、外交部副部長張業遂が日本側と約 10 回の交渉を行ったことを国内に強くアピールしたが、7 人が国外退去させられた後、メディア規制を通じて、問題の拡大を抑制した。

中国尖閣活動家による尖閣上陸事件後、日本は尖閣諸島への実効支配を強め、上陸阻止の警備体制を更に強化し、2005 年 2 月 9 日には尖閣諸島での「魚釣島灯台」の管理を開始した。

中国側も 2006 年から中国海監が東シナ海での定期巡航を実施した。2008 年 12 月 8 日、中国が保有している最新鋭の海洋調査船（中国漁政 310）が初めて尖閣諸島の 12 カイリ内に入り、「海洋権益を擁護する活動」を行った。これに対して、日本は外交ルートを通じて強く抗議し、最新の巡視船や大型ジェット機による巡回警備を強化した。こうした体制のなか、中国の巡視船による尖閣への接近は難しく、空による監視しか方法がなくなったとの認識が中国国内で一般的となった（朱一江 2009）。

日米同盟による抑止、実効支配の尊重、紛争拡大防止策の採用などの理由で（フレイヴェル、133-41 頁）、日中国交正常化以降の長い間、尖閣諸島問題の紛争拡大は日中両国政府によって抑制されていたが、『国連海洋法条約』の発効により、日中両国は排他的経済水域・大陸棚の重複により海洋主権をめぐる新たな火種を抱えるようになり、2000 年代を通じて、領海、排他的経済水域をめぐる日中間の攻防はエスカレートする様相を呈した。中国側の政策の変遷プロセスから見れば、東シナ海や尖閣問題に対する意識が高まるなか、国家海洋局主導のもとで 2002 年以降実効支配の強化を図る監視や巡航が強化された。これに対し、日本は強く抗議するとともに、実効支配を強化する海洋政策を展開した。

海洋をめぐる日中間の緊張関係が続く中、「海洋法の問題に関する協議」の開催、漁業協定の締結、海洋調査活動の相互事前通報の枠組みに関する合意、東シナ海の白樺（中国名：春曉）、翌檜（中国名：竜井）ガス田の日中共同開発などからもわかるように、日中両国は紛争問題のリスクマネジメントにおいて一定の成果も得られた。しかしながら、中国海軍の軍艦通行問題や、海上自衛隊護衛艦への異常接近事件も相次いで起きており、「平和と友好・協力の海」が実現するまでの道のりはまだ遠い。

海洋主権をめぐる米中関係

『国連海洋法条約』において、排他的経済水域における他国の軍事活動や軍事情報収集活動についての規定は必ずしも明確ではない（坂本 2006:96 頁）。アメリカは『国連海洋法条約』を批准しておらず、排他的経済水域における軍事活動（情報収集活動）は認められるべきだという立場をとっている。第 1 次ミスチーフ（中国名：美濟礁）事件後の 1995 年、アメリカはすでに南シナ海における

航行の自由を保障すべきだという態度を表明した(『経済参考報』2009年5月5日)。他方中国は、「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」や「海洋科学研究管理規定」といった自国の法律に準じて、排他的経済水域における軍事情報収集活動を含めた海洋調査活動に関しては、事前に通告し、許可を得る必要があるとしている。

こうした立場の違いから、中国の排他的経済水域における米軍の活動をめぐって両国の対立は続いている。2001年4月、中国海南島沖でアメリカ軍偵察機と中国軍戦闘機が空中で接触する事件が起きた。事件後の『人民日報』で中国は「米国側による中国近海上空での偵察活動は、中国の国家の安全と国防の利益に著しい損害を与え、海洋法条約で定められた飛行の自由の範疇から大きくはずれており、飛行の自由に対する乱用である」と主張し、「中国の国家主権に対する挑戦である」と強く非難した⁸。

近年中国の排他的経済水域における米軍による情報収集活動が活発化している。他方中国はこのEP-3接触事件後に領海や排他的経済水域に対する管理を強化している。こうした背景から、海洋主権をめぐる米中間の緊張は2000年代を通じて続いている。

2002年9月26日、黄海の排他的経済水域に入った米海軍調査艦ボーディッチが中国の哨戒機によって進路妨害をうけた。2003年5月にも黄海で同様な事件が起きたが、2009年に入り、こうした衝突が多発するようになった。2009年3月及び5月、中国黄海で情報収集活動を行っていた米海軍調査艦ビクトリアスは、退去させようとする中国側の妨害行為を受けた。また南シナ海でも、2009年3月8日、中国船5隻が南シナ海の海南島南方約70カイリで調査活動中の米海軍調査艦インペカブルに接近し、海域から出ていくよう進路妨害し、米調査艦が放水で対抗するという事件が発生した。こうした問題が生じるたびに、中国はアメリカの偵察活動は国連海洋法条約違反だと批判し、アメリカは中国の危険行為に強く抗議するといった具合に、米中間の非難合戦が続いている。

調査船のみならず、両国海軍同士の憂慮すべき事件が起きている。2006年10月、中国の宋級潜水艦が米空母キティホークの近傍に浮上し、また、2009年6月に中国潜水艦が米海軍駆逐艦ジョンマケインの水中音響ソナーに衝突する事件があった。

対立を抑制するために、2009年10月に米中両国は海上における軍事安全の促進を含む7つの優先分野で軍事交流と協力を行うことで合意した⁹。またオバマ大統領が訪中した際にこの問題においてアメリカは一定の譲歩を見せた。2009年11月に発表された米中共同声明において、米中双方は「国際法に従い、管轄権と利益を尊重する上で軍事安全と海上安全問題を適切に処理する」ことに同意した。この文言は中国の立場に配慮したものと理解できる。

しかし、アメリカの歩み寄りの姿勢は長く続かなかった。2010年8月に開かれたARFで南シナ海における航行の自由をめぐり米中は激しく対立し、翌2011年1月に胡锦涛国家主席が訪米した際に出された米中共同声明は2009年11月の共同声明から大きく後退した。2011年声明には、7つの軍事交流分野の推進は明記されていたものの、「管轄権と利益を尊重する上で軍事安全と海上安全問題を適切に処理する」という2009年の文言は盛り込まれなかった。

5. 海洋主権の擁護を推し進める地方政府

1993年には中国初の「全国海洋開発計画」、そして1995年には海洋資源の持続的開発と保護をキーワードとする「中国海洋アジェンダ21」が制定された。2002年に開かれた第16回党大会で江沢民国家主席が行った報告のなかで「海洋開発」方針が盛り込まれたことは、海洋開発とその管理が重要な政策アジェンダとなったことを意味する。その後「全国海洋発展規画綱要」（2003年5月）、「海洋管理をさらに強化する若干の問題に関する通達」（2004年9月）などが国務院によって次々と制定された。更に、2006年3月に海洋意識の強化、海洋権益の擁護、海洋管理の問題が全人代で承認された第11次5カ年計画においても言及され、2007年10月に胡錦濤が第17回党大会で行った報告でも、「海洋産業の発展」の必要性が盛り込まれた。

海洋問題が国家の重要な報告や計画に言及されていることからわかるように、2002年から海洋開発と管理は国家の重要な政策となった。こうした政府方針を受け、沿海地方政府も積極的に地方産業を国家政策の一環として組み入れてもらおうとする動きに出た。こうした地方政府の中で、本節は主に、領土問題に直接かわる海南省の動向をフォローすることとする。海南省は中国最南端の省で、漁業、石油、観光などを積極的に推進しているが、省の政策は中国の西沙、南沙政策と密接に絡み合っている。

前述のように、2002年の第16回党大会で海洋開発と管理が国家の重要な政策アジェンダとなった。海南省は海洋政策が国家プロジェクトに組み込まれる前から、国家としての海洋政策策定の重要性を訴え、積極的に中央政府に働きかけていた。早くも1988年に海南省は「海を以って島を振興させる（以海興島）」の「海洋大省」の構想を公にしていた（『能源基地建設』1997年第3期、17頁）。こうした構想を実現させるためには、海洋政策を国家の基盤政策の1つに盛り込み、中央政府からの財政援助を実現することが必要であった。2000年の全人代会期中に、海南省代表杜碧蘭が元海軍副総司令張序三などとともに、「海洋強国戦略」を提案し（『中国海洋報』2001年3月6日）、物議をかもした。そして2001年にマレーシア、ベトナム、フィリピンなどによる石油開発を警戒すべきだと声を上げ、南シナ海の開発を第11次5カ年計画に盛り込むよう主張した（『中国海洋法』2001年3月16日）。翌年、杜碧蘭は再度南沙諸島での漁業権、南シナ海での石油開発権を強く要望したという（『人民日報』2002年3月13日）。

国務院の「全国海洋発展規画綱要」が出されてから、沿海の地方政府は各地域の海洋発展計画を制定するようになった。そこで、海南省は2003年から海南省の経済発展策を石油、天然ガスに求め、中央政府に同省を石油、天然ガスの生産基地に認定してもらうよう働きかけた（『今日海南』2003年第4期、14頁）。特に、中国海洋石油総公司の衛留成社長が2003年10月に海南省党委員会の副書記、2004年に海南省の省長に就任してからは、石油関連企業を誘致し、重工業を中心とした経済振興政策が本格的に展開されるようになった。2006年3月、海南省政治協商会議の委員は連名で全国政治協商会議に「南シナ海海洋権益の強化と擁護に関する提言」を提出し、南シナ海における石

油開発の重要性を強調し、石油とともに漁業と観光の3本柱で海南経済を振興させる必要性を論じた。2007年の3月には、海南省は引き続き西沙諸島の観光事業の実施や南シナ海での油田、天然ガス探査と開発などを求めた(『海南日報』2007年3月6日)。

しかし、重工業への投資は環境汚染をもたらしながらも期待された経済成長を生み出さず、また中央政府からの財政出動もなかったため、海南省は政策を転じ、2007年4月の省党大会で国際観光島の構想が正式に提起された(『新財經』2010年第3期、93頁)。

その後、海南省はアクションプランを作成し、「観光立省」戦略を精力的に推し進めた。2008年には海南国際観光島のプロジェクトに関する様々な研究調査が行われ、2008年から2009年にかけて海南省政府や政治協商会議のメンバーが数回にわたり北京への陳情活動を行った。

2008年5月からフィリピンが南沙諸島の観光調査に着手したことを背景に、海南省の努力が功を奏して、2009年3月3日、賈慶林全国政治協商会議主席が政治協商会議の活動報告で、中央レベルの指導者として初めて「海南国際観光島」という名称を使用した。中央から100人余りからなる大型調査団が2009年6月に海南省に派遣され、10日間ほどの観光産業に関する調査を行った。

2010年1月4日に、中国政府は「海南の国際観光島建設と発展に関する国务院の若干の意見」を公布し、積極的かつ着実に西沙開発を進めるとした。西沙諸島の観光開発に加えて、南シナ海における石油・天然ガス、観光、漁業などの資源開発にさらに注力することにも言及している。これに対し、ベトナムは猛反発した。

以上の経緯から理解できるように、海南省はその立地条件から「海洋立省」の地域経済振興政策を策定し、石油・天然ガス開発、漁業、観光を政策の3本柱とした。政策実現には海南省自身の財政だけでは甚だ不十分なため、国からの財政出動を引き出すよう積極的に動いた。同省はまず海洋の重要性を訴え、海洋政策を国策に組み入れてもらうよう働き掛けた。2002年以降は、中央政府の海洋重視姿勢を見据え、まず石油など重工業を中心とした政策を展開し、フィリピンやベトナムなどの石油開発の動向について警告を発し、南シナ海における石油・天然ガスの許可を求めた。2007年には観光政策が海南省の振興策の中心に据えられるようになり、2009年に「海南国際観光島」政策が中央政府の承認が得られ、2010年から本格始動している。

ここで2つほど注目すべき点がある。地方政府は中央政府に働きかける際に、外国の脅威を積極的に利用して、西沙における観光や、南シナ海における漁業、石油・天然ガス開発といったデリケートな 이슈を強調して打ち出す傾向がある。海南省の例では、中央政府によって採択された政策に地方のそれまでの主張がそのまま組み入れられている。

第2に、確かに西沙諸島の観光、南シナ海における石油・天然ガス開発や漁業の注力といった項目は中央政策に組み込まれてはいたが、海南観光事業が急ピッチに進められているなか、西沙観光は中央政策に組み込まれてはいたが、海南観光事業が急ピッチに進められているなか、西沙観光や南シナ海の係争地域における中国の単独開発についてはいまだに国内省庁間で協議中と伝えられ、実際のところ実行されていない。海南省の観光事業プランからみてもその重点は西沙観光ではなく、三亜開発におかれている。海洋主権擁護を強く打ち出しながらも、海南省が本音として

求めていたのはむしろ石油の独自ないし共同開発の許認可権、漁業許可権といった権限、並びに石油、天然ガス、漁業、観光といった分野における財源の地方移譲とみたほうが妥当であろう。

6. 海洋ナショナリズム

「海を制する者は世界を制する」という言葉が近年中国のメディア、学術論考に頻繁に登場しており、海洋ナショナリズムが高揚する兆候がみられる。本稿でも論じてきたように、海軍、国家海洋局、地方政府などの海洋関連組織はそれぞれの権益に基づいた海洋主権擁護論を主張しているが、本節では主に大衆レベルのナショナリズムの動向を析出したい。

中国の『国連海洋法条約』の批准後、中国国内から海洋国土教育の重要性を指摘する声が浮上するようになった。1998年の全人代や政治協商会議に提出された議案の中にも、海洋国土の教育強化に関する提案も含まれていた（『中国漁業経済研究』1998年3月、19頁）。

2000年から国家海洋局の主導のもとで、海洋認識を普及させる目的で様々な活動が行われるようになった。2000年7月、青島海洋大学が「全国海洋観教育基地」として認定され、海洋国土、海洋権益など4つの内容で構成された大型の展示会が開かれた（『中国海洋報』2000年7月18日）。

2005年10月から12月の間、広州で850名の大学生を対象とした海洋意識調査が行われた。調査では、13.88%の大学生は東シナ海における日本と中国の領土紛争を知らないと答えている。また中国の海洋領土の大きさについても知らないと答えた学生が86.62%に上った（姚泊ほか2006:15-6頁）。

それ以降も、国家海洋局は2005年7月の鄭和の遠洋航海600周年、2009年4月の海軍創設60周年、2009年10月中華人民共和国設立60周年などの記念行事に合わせ海洋教育に関するイベントを行った。

こうした中、2009年4月に新華社傘下の『中国先駆導報』がifeng.com（鳳凰ネット）、sina.com（新浪ネット）、tianya.com（天涯ネット）と共同で再度海洋意識調査を行った（『国際先駆導報』2009年4月1日）。図1で示したように、78.1%の回答者にとって、海洋権益とは国際海洋法で保障されている海洋権益である。また海洋権益の擁護意識を有していると答えた人が64%であるのに対し、4.2%の人は現在起きている海洋問題には全く無関心だと回答した。また、図2のように、中国の海洋権益を擁護するための最も有効な手段についての問いに対して、54%の人が強大な海軍建設の必要性を上げているが、中国の海洋権益が侵害されたときに強硬な対抗手段で臨むべきだと選んだ人は17%にとどまっている。

図1：海洋権益に関する考え

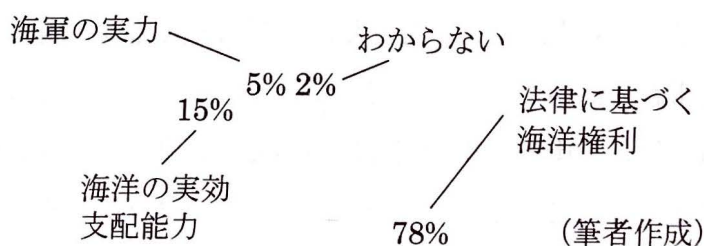
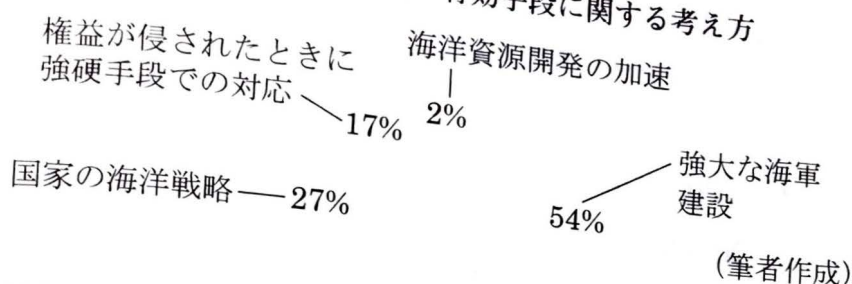


図2：海洋権益擁護の有効手段に関する考え方



以上のように、2000年以降国家海洋局主導のもとで、海洋権益教育を目的とするキャンペーンが中国国内で展開されたが、2000年代に行われた調査結果からみれば、中国大衆の間で海洋権益をめぐるナショナリスティックな傾向がとりわけ強いとは言い難い。海洋権益を擁護すべきだという意識を持っている人は6割にとどまっており、海洋紛争に対する無関心層もわずかながら存在している。海洋権益についても約8割の人々が法律を重んじる姿勢を示しており、海外権益が侵されたときに強硬手段に出るべきだと主張する声も2割を切っている。

おわりに

『国連海洋法条約』の発効により、アジアにおける海洋秩序は新たな局面を迎えた。領海や排他的経済水域をめぐる各国の駆け引きが繰り広げられており、安全保障情勢の不安定さが露呈する事件が近年多発している。オバマ政権のアジア・太平洋地域への回帰が問題をさらに複雑化させている。

こうしたなか、アジア地域において大国の1つである中国の海洋主権政策の動向が注目される。海洋をめぐる中国の政策が強硬に転じたと懸念する声が高まっているが、本稿で論じてきているように、中国の政策は決して一枚岩ではなく、省庁や地域によって主張が異っており、それぞれの政策の変遷プロセスも異なっている。現時点で中国には統一された海洋政策が確立されておらず、いわば議論はするが決定はしないという状況が続いている。にもかかわらず、海洋問題をめぐる立法、政策立案などは着実に進んでいる。これは縦割り体制を前提とした「分断化された権威主義体制」という政治システムによるところが大きい。明確で統一した中央政策がない状況において、予算編成、政策論議などの面で全人代（議会）の果たす役割が極めて限定的であるため、各省庁がそれぞれの管轄領域の政策形成に責任を負い、政策執行に携わっている。

本稿で明らかにしたように、外交政策、海洋法執行政策、海軍の政策は異なるプロセスを経て今に至っており、しかも時として異なる方向性を有していた。外交に関しては、1990年代後半から中国はアジア地域協力に積極的な姿勢を示すようになり、2002年にその協調姿勢を一段と明確化した。さらに中国は2004年には係争中の海域における共同開発を提唱し、それ以降共同開発の推進に取り組む姿勢を示した。しかし2006年になると、主権擁護の重要性も外交分野において強調されるようになった。海洋法執行に責任を負う国家海洋局は1999年に海監総隊を設立し、2002年から海洋主権にかかわる法律執行に本格的に取り組むようになった。他方、海軍の姿勢には変化が見られず、軍隊に対するシビアコントロールの問題は依然として懸念の種となっている。

沿岸部の地方政府も海洋主権擁護を強く主張している。海洋政策が国家戦略に組み込まれる前の段階においては、海洋資源で地方経済を発展させようと考えている地方政府は、海洋政策を国家政策のレベルに格上げさせるよう精力的に働きかける。国家戦略と地方経済振興策が一致するように、地方政府は地方への財源と権限の移譲を求めるために、積極的に海洋政策の提案を行う。しかし中央省庁と異なり、限られた権限と財源しか有していない地方政府が主導的に海洋政策を推し進めることは現段階において極めて難しい状況にある。

このように、各自の権益から海軍、国家海洋局、沿岸地方政府などは海洋主権の擁護を強く主張している。権益実現のために、時としてはナショナリスティックな政策提言を唱える場合もある。しかし2000年代の世論調査からもわかるように、現在においては大衆レベルにおいて主権を超えた軍事力行使政策は支持されておらず、中国に強固な海洋ナショナリズムが存在していると一概に言えない。

海洋問題について、今の中国には3つの姿勢が同時に存在している。

以上を総括するならば、第1に、マラッカ海峡の安全確保、海賊対策問題から見られるように、中国は伝統的、非伝統的安全保障分野における地域協力に依然として積極的な姿勢を示している。第2に、中国は国際海事機構（IMO）などの国際機構に意欲的にかかわっており、国際秩序形成に積極的関与しようとしている。第3に、自国の海洋主権問題について実効支配を強化している。縦割り体制のもとで、今後もこの3つの政策は同時に推し進められると考えられる。

領有権をめぐる国家間の紛糾は妥協や譲歩が難しく、解決にも相応の時間を要する。海洋問題をめぐる紛糾が今後さらに続く予測される状況において、各国間においてリスクマネジメントのメカニズム構築が求められる。日中、米中の領有権の対立は、『国連海洋法条約』の解釈の違いに起因するところが多いが、中国と日米との安全保障上の相互不信も色濃く反映されている。こうした観点から日中両国並びに米中両国は早急に紛争回避のための行動指針を作り出す必要がある。また、南シナ海行動宣言の実効性を高めるための行動基準作りも必要不可欠である。

経済発展の持続している中国に大国としての責任が求められるのは必然であり、またこの分野において中国が果たせる役割は決して小さくない。今後、中国に対する国際社会の関心は引き続き極めて高い状況のまま継続していくことは間違いないだろう。

[注]

- 1 http://carnegieendowment.org/files/CLM34MS_FINAL.pdf
- 2 このような主張をしている学者は、たとえば寧凌（2009）などである。
- 3 東シナ海では、中国が領有権を主張している島のうち、日本は8つ、韓国は1つの島を実効支配している。
- 4 インドネシアが主張するEEZは中国の主張するEEZと重複する部分がある。このため、南沙問題は、七ヶ国・地域（「六国七方」）をめぐる問題ともいえる。
- 5 http://news.xinhuanet.com/world/2004-11/29/content_2274734.htm
- 6 http://www.china.com.cn/international/zhuanti/wjbxjp/2007-11/21/content_9262940.htm
- 7 http://news.xinhuanet.com/politics/2006-08/23/content_4999294.htm

- 8 http://j.people.com.cn/2001/04/20/jp20010420_4854.html
 9 http://www.chinadaily.com.cn/zgzx/2009-10/28/content_8862728.htm

[参考文献]

- 青山瑠妙 (2007), 『現代中国の外交』慶応義塾大学出版会。
 青山瑠妙 (2011), 「中国の周辺外交」趙宏偉・青山瑠妙・益尾知佐子・三船恵美『中国外交の世界戦略: 日・米・アジアとの攻防 30 年』明石書店。
 戴中三十二 (2010), 『国家の運命』新潮社。
 朱一江 (2009), 「近十幾年来日本在釣魚島做了什麼」『世界知識』6 月。
 テイラー・フレイヴェル (2010), 「日米中関係と尖閣諸島 (釣魚島)」, 王緝思・ジェラルド・カーティス・国分良成編, 『日米中トライアングル——3 カ国協調への道』岩波書店。
 坂本茂樹 (2006), 「排他的經濟水域における軍事活動」栗林忠男・秋山昌廣編『海の国際秩序と海洋政策』東信堂。
 戴秉国 (2010), 「堅持走和平發展道路」『人民日報』2010 年 12 月 13 日。
 江淮 (2009), 「領海基点——沿海国海上權利的起点」『世界知識』第 3 期。
 李華・姚泊・鐘曉燕・雷錫林・楊碧・王婉清 (2006) 「大学生海洋權益和海洋環境知識調查及分析」, 『海洋開發与管理』第 6 期。
 劉明 (2008), 「我国海洋經濟安全形勢」『海洋開發与管理』第 12 期。
 問洪華・鐘飛騰 (2009) 「中国海外利益研究的歷程, 現狀与前瞻」『外交評論』20 第 5 期。
 張文本 (2010), 『論中国海權 (第 2 版)』海洋出版社。
 張文本 (2005), 「中国海權的概念及其特徵」『學習時報』10 月 17 日。
 張煒編 (2009), 『国家海上安全』海潮出版社。
 寧凌主編 (2009), 『海洋綜合管理与政策』科学出版社。
 Mingjiang Li, 2010, China and Maritime Cooperation in East Asia: Recent Developments and Future Prospects (*Journal of Contemporary China*, 19 (64)).
 Bo Kong, 2009, "China's Energy Decision-Making: Becoming more like the United States?", *Journal of Contemporary China*, 18 (62).
 Michal Meidan, Philip Andrews-Speed and Ma Xin, 2009, "Shaping China's Energy Policy: Actors and Process", *Journal of Contemporary China*, 18 (61) 6.
 Michael D. Swaine "China's Assertive Behavior: Part One: On "Core Interests", http://carnegieendowment.org/files/CLM34MS_FINAL.pdf
 M. Talyor Fravel, 2007-8, "Power Shifts and Escalation: Explaining China's Use of Force in Territorial Disputes", *International Security*, Vol.32, No.3.
 Cortez A. Cooper, 2009, The PLA Navy's "New Historic Missions" Expanding Capabilities for a Re-emergent Maritime Power" Before the U.S.-China Economic and Security Review Commission, June 11.
 Robert S. Ross, 2009, China's Naval Nationalism: Sources, Prospects, and the U.S. Response", *International Security*, Vol.34, No.2.
 Michael A. Glosny, Phillip C. Saunders and Robert S. Ross, 2010, "Correspondence: Debating China's Naval Nationalism", *International Security*, Vol.35, No.2.